福島市働く女性応援企業認証申請チェックシート

事業所名		
生 关		
# / ////		

2 企業における取り組み状況

(1) 関係法令等に基づく就業規則の整備状況(全て適合していること)

【労働基準法】 母性保護措置の規定(条項)			就業規則・規程等
①産前産後休業の期間 (第65条)			
②妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限、時間外労働・休日労働・深夜業の制限(第66条)			
③ 育児時間(第 67 条)			
【男女雇用機会均等法】 ハラスメント対策規定・母性健康管理措置			就業規則・規程等
④ハラスメント対策の事業所の方針、明確化、従業員への周知 (第 11 条の 2 、指針)			
⑤妊娠中、出産後の健康管理に関する措置 (第 12 条〜第 13 条)			
【育児・介護休業法】 育児休業関係(条項)		※法を上 回る実施	就業規則・規程等
⑥育児休業制度(第5条~第9条の6) 対象年齢: 1歳未満、2回までの分割取得可 (両親ともに育児休業した場合は1歳2ヶ月まで、保育所に入所できな い場合は、1歳6ヶ月まで延長)			
⑦子の看護休暇(第 16 条の 2、第 16 条の 3) 子の対象年齢: 小学校就学前 休暇日数: 5 日(子が 2 人以上は 10 日、時間単位取得可)			
⑧所定外労働の制限(第16条の8)子の対象年齢: 3歳未満			
⑨法定時間外労働の制限(第 17 条) 子の対象年齢: 小学校就学前 措置: 時間外労働の制限1ヶ月24時間以内、1年150時間まで			
⑩深夜業の制限(第19条) 子の対象年齢: 小学校就学前 措置: 深夜業の免除			
①所定労働時間の短縮等の措置(第23条第1項、第23条第2項) 子の対象年齢:3歳未満 措置:短時間勤務制度(所定労働時間を6時間とする措置を含む)			

次頁に続く

前頁より

介護休業関係(条項)		※法を上 回る実施	就業規則・規程等
⑫介護休業(第 11 条~第 15 条)			
取得期間:通算93日まで(3回を上限として分割取得可)			
⑬介護のための所定労働時間の短縮措置等の措置 (第23条第3項)			
取得期間:介護休業とは別に、3年で2回以上 次のいずれかの措置を講じなければならない ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制度 ③始業・就業時刻の繰り上げ、繰り下げ ④介護サービス費用の助成制度その他に順ずる制度			
⑭介護休暇(第 16 条の 5、第 16 条の 6)			
対象:要介護状態にある対象家族の介護その他の世話 休暇日数:5日(対象家族が2人以上は10日、時間単位取得可)			
①所定外労働の制限(残業の免除)(第 16 条の 9) 対象期間: 介護終了まで			
⑯法定時間外労働の制限(第 18 条)			
対象:要介護状態にある対象家族の介護 措置:時間外労働の制限 (1月24時間、1年150時間まで)			
⑪深夜業の制限(第20条)			
対象:要介護状態にある対象家族の介護 措置:深夜業の免除			

※法を上回る実施をしている場合もチェックし、取り組みをご記入ください。(例:取得可能日数)

【添付書類】就業規則、一般事業主行動計画等の写を添付してください。

(2) 女性が活躍できる職場づくり(6項目のうち2項目以上の取り組みがあること)

取り組み内容		具体的な取り組み、規程名等		
①管理職のうち女性管理職が1割以上いる。				
現在の管理職の状況 総数 () は女性の数				
部長職_名()、次長職名()、課長職名()				
②女性管理職登用について数値目標を設定している		目標数値 % (人)		
③男女ともに各種研修の参加(実施)をしている。		研修名 (実施内容等)		
④女性の配置がなかった又は少なかった部門(業務)に女性の配置				
が増えた。				
女性割合が4割を下回っている部門(業務)数を記入ください。				
部門(業務名)(
現在(年度)人(男人、女人)				
3年前(年度) 人(男人、女人)				
⑤非正規雇用労働者から正規雇用労働者へ転換する制度がある。				
※労働者数100人以下規模企業のみご記入ください。				
⑥女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働				
局への届出、公表、周知、情報公表を行っている。				
「参考」 過去3年の採用数をご記入ください	, (Ħ	1		
	人(男 人(男			
	人(男	人、女人)		
[参考] 過去3年の非正規雇用労働者から正規雇用労働者に転換した実績があれば記入ください。				
	人(男	人、女人)		
	人(男 人(男	人、女 人) 人、女 人)		
※→州管理職レけ				

※女性管理職とは、係員等を指揮・監督する役職など、貴企業の実態により、適宜判断してください

(3) 仕事と家庭が両立できる職場づくり(10項目のうち
 3項目以上の取り組みがあること)

取り組み内容	実施	具体的な取り組み、規程名等	
① 育児休業を利用した職員がいる。(過去3年以内) 利用した数 女 名、男 名 「参考] 育児休業後、職場復帰しましたか? □復帰した (女 名、男 名) 			
□復帰しない (女 名、男 名)			
②介護休業を利用した職員がいる。(過去3年以内)			
利用した数 女 名、男 名 [参考]介護休業後、職場復帰しましたか? □復帰した (女 名、男 名) □復帰しない (女 名、男 名)			
③育児・介護休業の利用者がでた場合、人の補充 (パート・アルバイト、派遣労働者を含む)等の取組を行っている。			
「参考」過去3年以内に実績がある場合はご記入ください。 補充人員: 名 期間: 年 月~ 年 月(ヶ月間)			
④育児・介護休業者が職場に復帰しやすい取り組みをしている。 (例:情報提供、研修、原職復帰等)			
⑤出産等で一旦退職した者の再雇用をする制度を導入している。 [参考]過去に再雇用の実績がある場合はご記入ください。 再雇用: 名 (年度)			
⑥男性による育児・介護休業制度の促進をしている。 (例:男性の育児・介護休業制度の規定、支援制度) [参考] 過去3年以内に制度を利用した実績がある場合はご記入ください。 利用した男性職員: 名			
⑦仕事と家庭を両立できるような取り組みをしている。 (例:フレックスタイム、時差出勤、在宅勤務、事業所内保育施設の 設置など)			
⑧非正規社員(パート・アルバイト、派遣労働者)が育児・介護休業を取得しやすい取り組みをしている。			
⑨時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組んでいる。			
※労働者数100人以下規模企業のみご記入ください。 ⑩次世代法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、 労働局への届出、公表、周知をしている。			
(4) 働きやすい職場環境づくりなどの独自の取り組み(上記項目以外で実施していることを記入してください)			
(例) 福島市中小企業福祉サービスセンターに加入し福利厚生の充実を図っ	ている。		